

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成29年度上川町健全化判断比率及び資金不足比率を、下記のとおり公表します。

平成30年10月1日

上川町長 佐藤 芳治

記

1. 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	11.1 (25.0)	67.4 (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定されませんので、「—」で表示しています。

※ 括弧内の数値は、早期健全化基準数値です。

2. 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
簡易水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

※ 資金不足比率については、算定されませんので、「—」で表示しています。